

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 7F

TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F

TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

URL: <http://www.roumpro.com> メール: info@sssr.jp

発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所



LINE、Instagram
登録はこちらから▲



<代表 庄司 茂 より一言>



ないように思えても、実際はハラスメントによる退職者が発生しているという可能性を示唆する調査があります（パーソル総合研究所「職場のハラスメントについての定量調査」）。ハラスメントによる離職は年間約87万人いて（2021年）、そのうち約7割の人が、ハラスメントが離職理由であることを会社に伝えていないそうです。ハラスメントのなかで会社が実際に対応を行ったのは17.6%しかないとのこと。労働力不足が続く状況の中で、あるいは会社が認知しない、あるいは未対応のハラスメントが存在することは、会社の経営にとって良いことはありません。ハラスメントが問題となるようになり、上司がハラスメントを回避しようと、部下を飲み会やランチに誘わない、ミスをしてあまり厳しく叱咤しないといった「回避型マネジメント」を行うようになり、部下は上司との距離感を感じるようになってきているようです。上司との距離感を感じている部下ほど、成長実感を得られていないため、人材の成長・定着に悪影響があるようです。ハラスメントを回避しながら部下を成長させている上司もいて、その特徴は、部下の意見や話について「傾聴行動」をとり、マネジメントに公平性があるとの結果が出ています。ハラスメントの防止と部下の成長を両立させるには、抑止策と共に職場での対話的コミュニケーションが重要なようです。相談窓口や防止規定の整備とあわせて、こうした視点で管理職に対する研修が必要となっています。これらについてお困りのことがあれば、ぜひ弊所にご相談ください。

雇用調整助成金のクーリング期間

雇用調整助成金は令和4年12月以降通常制度とし、一定の経過措置を講じてきたところですが、令和5年3月31日をもって経過措置を終了します。

ただし、**コロナ特例を利用したことがあると一定の場合クーリング期間が必要になるため通常制度をすぐには利用できないことがあります。**コロナ特例を利用したことがあり、今後通常制度の利用を検討されている方は注意が必要です。

◆令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達している場合

- ①令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日（判定基礎期間末日。雇用調整助成金の受給があるもの）がある場合、支給要件を満たせば令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。
- ②令和4年4月から令和5年2月に最後の休業等実施日がある場合、**最後の休業等実施日から1年経過後**、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。
- ③令和5年3月に最後の休業等実施日がある場合、**最後の休業等実施日から1年経過後**、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。

◆令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達していない場合

支給要件を満たせば、対象期間が1年に達するまでの

間、令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。

60時間超の時間外労働への割増賃金率引上げ

今月4月より、中小企業においても**1ヶ月60時間を超える時間外労働（法定時間外労働に限る。以下同じ）に対して50%以上の割増賃金率による割増賃金の支払いが求められます。**就業規則の変更、勤怠管理・給与計算システムの設定変更が必要になりますので、3月までと同じままでないか注意が必要です。

弊事務所では就業規則改定のサポートサービスも行っておりますので、対応に不安がある方はご相談ください。

4月から出産育児一時金が増額されます

◆出産育児一時金とは？

出産育児一時金とは、健康保険等の被保険者が出産したとき（妊娠85日以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶）、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

◆42万円から50万円に増額へ

出産育児一時金の支給額は、公的病院における出産費用等を勘案して定められており、**現在は原則42万円（本人支給分40.8万円＋産科医療補償制度の掛金分1.2万円）**ですが、この4月1日から1児につき50万円が支給されます。



産科医療補償制度とは、医療機関等が加入する制度で、加入医療機関で制度対象となる出産をされ、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、子どもとご家族の経済的負担を補償するものです。

◆出産育児一時金の支給方法 (直接支払制度・受取代理制度)

出産にかかる費用に出産育児一時金を充てることができるよう、**協会けんぽまたは健保組合から出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組み(直接支払制度)があります。出産費用としてまとまった額を事前に用意する必要がないので、被保険者の負担は軽減されます。**また、直接支払制度では、事務的負担や資金繰りへの影響が大きいと考えられる施設(年間の分娩件数が100件以下または収入に占める正常分娩にかかる収入の割合が50%以上で、厚生労働省へ届け出た診療所・助産所)については、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取る「受取代理」制度を利用することができます。

賃金のデジタル払いが可能になります！

令和5年4月1日から、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払いが認められることになりました。導入の際は以下の点に留意しましょう。

◆今後の流れ

- ① 2023年4月～……資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査(数か月かかる見込み)
- ② 大臣指定後……各事業場で労使協定を締結
- ③ 労使協定締結後……個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

◆事前の協定締結が必須です

賃金のデジタル払いを事業所に導入するには、まずは、雇用主と労働者で労使協定の締結が必要です。その上で、雇用主は以下の事項を労働者に説明し、労働者の項別の同意を得る必要があります。

- ・受け取り額は適切に設定を
- 指定資金移動業者口座は、「預金」をするためではなく、支払いや送金に用いるためのものであることを理解の上、支払いなどに使う見込みの額を受け取るようにしてください。**また、受け取り額は、1日当たりの払出上限額以下の額とする必要があります。

- ・口座の上限額は100万円
口座の上限額は100万円以下に設定されています。上限額を超えた場合は、あらかじめ労働者が指定した銀行口座などに自動的に出金されます。**この際の手数料は労働者の負担となる可能性がありますので、指定資金移動業者にご確認ください。**

- ・口座残高の現金化も可能(月1回は口座からの払い出し手数料なし)

ATMや銀行口座などへの出金により、口座残高を現金化(払出し)することもできます。少なくとも毎月1回は労働者の手数料負担なく指定資金移動業者口座から払い出しが出来ます。払出方法や手数料は指定資金移動業者により異なります。

- ・口座残高の払戻し期限は少なくとも10年間
口座残高については、最後の入出金日から少なくとも10年間は、申し出などにより払戻してもらうことができます。

■YouTubeチャンネルからのお知らせ

公開動画：令和5年度の都道府県別社会保険料率3月より社会保険料率に変更されます。いつ支給の給与から変更しなければならないのか、金額はいくらになるのか具体例を挙げながら解説していますので、ぜひ動画をご覧ください。



<事務所からのご案内>

■運送業・建設業 時間外労働対策 無料相談会

2024年4月1日より時間外労働時間の規制が強化されます。運送業では、改善基準告示が改正され、年間の上限が960時間に引き下げとなり、建設業では、年間720時間の規制が適用されます。いわゆる2024年問題が近づいている今、残業時間の削減は会社にとって急務です。具体的な対応に悩んでいる、そのような方はぜひご相談ください。

日時：4月20日(木) 4月25日(火)
9:30～16:30(1社45分程度)

場所：弊社 神戸事務所または姫路事務所にて
神戸▶神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル6F
姫路▶姫路市安田4丁目36番地マサミビル3F
相談料：無料